

第3章 千曲市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市では、平成 28 年(2016)以降、第 1 期の千曲市歴史的風致維持向上計画に基づき、伝統的な環境に調和する良好な景観形成、地域固有の歴史や文化、伝統を活かしたまちづくりに取り組んできた。

稲荷山・桑原・八幡地区では、稲荷山伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物等の修理・修景事業を実施し、稲荷山地区の歴史的風致に調和した良好な景観形成を図ってきた。また、武水別神社神官松田邸周辺では、歴史的風致形成建造物の修理や道路美装化、防災施設の整備を進め、八幡地区の歴史的風致の維持向上と住環境の調和のとれた整備を進め、令和 5 年(2023)3 月には、千曲市初の古文書を専門とする博物館施設である「武水別神社神官松田邸」が開館した。

更級・姨捨地区では、重要文化的景観に選定されている「姨捨の棚田」での耕作維持と交流人口の増加を目的とした「姨捨の棚田整備計画」を令和 4 年(2022)3月に策定し、この計画に基づき、耕作支援施設の整備や、展望駐車場の整備が進みつつある。また、名勝「姨捨(田毎の月)」の構成要素である長楽寺月見堂の老朽化に伴い、茅葺屋根の葺き替え事業が行われた。

戸倉上山田温泉地区では、重要文化財「智識寺大御堂」の修理を行ったほか、戸倉上山田温泉の活性化を目指した協議会が結成されている。

(1) 歴史的建造物等の保存と活用に関する課題

本市の歴史的風致を構成する歴史的建造物は指定等文化財のほか、未指定の建造物も多数存在しており、これらが一体となって良好な歴史的風致を構成している。第 1 期計画では、重要文化財「智識寺」大御堂修理事業や、稲荷山伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物等の修理、修景事業を実施し、歴史的建造物等の保存に努めてきた。

しかし、こうした歴史的建造物や町並みの修理や修復には、多額の費用を要することから、適切な維持管理が行われないまま老朽化が進んでいるものも存在している。このような状況は、文化財の指定・未指定に関わらずいえることで、指定文化財をみると、国指定の建造物等は、概ね良好な維持管理が行われているものの、重要伝統的建造物群保存地区はじめ登録有形文化財並びに県指定及び市指定の文化財については、数が多いこともあって修理・修復が追いついていないのが現状である。

特に個人等が所有している建造物は、所有者の高齢化や相続等の問題も加わり修理が進まないものが多々あり、歴史的な建造物の減少も危惧されている。

また、未指定文化財については、指定文化財に比べてその価値が十分に認識されていないために、維持管理が行われないまま急速に老朽化が進み、中には失われてしまった貴重な建造物等も存在している。

耐震性についても、歴史的建造物の中には、脆弱なものも多く、公開や活用のためのユニバーサルデザイン化に対応できていない点も大きな課題の一つともいえる。

（２）歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する課題

歴史的風致は、歴史的建造物とその周辺に広がる町並みの連続性や景観といった周辺環境が一体となって形成されるものである。その維持及び向上を図るためには、周辺環境についても歴史的風致と調和のとれた整備が求められている。また、市内に分散している歴史的風致を観光資源として活用するため、来訪客の利便性を向上させる回遊性の確保が求められる。特に、来訪客のための駐車場や休憩施設といった便益施設の整備や、まち歩きを行うにあたっての交通対策が求められている。

本市では、千曲市美しいまちづくり景観条例や千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例のほか、景観計画などにより良好な景観形成に取り組んでいる。第１期計画では、武水別神社神官松田邸周辺の道路美装化や防災施設の整備、稲荷山伝統的建造物群保存地区での修景事業などを実施し、伝統的な景観と調和を図った整備を実施してきた。

歴史的建造物と町並みが一体となった歴史的風致を維持、向上するための景観整備は、長期に渡る対応が必要であることから、継続した取り組みが求められる。

（３）歴史と伝統を反映した人びとの活動の継承に関する課題

本市には、地域の人々によって守り伝えられてきた伝統行事といった無形の民俗文化財があり、これらは日々の暮らしや地域に根付き、大切に継承されてきたものである。第１期計画では、無形民俗文化財に指定されている伝統行事の継承を図るため、記録作成や用具等の新調、修理を行った。また、生業である棚田での耕作を維持するため、耕作環境の改善を図る整備を進めてきた。

しかし、このような祭礼や伝統行事、生業は、担い手である地域住民の活動の継承に対する使命感やボランティア精神に頼る部分が大きく、コミュニティ意識の希薄化や近年の人口減少、少子高齢化を背景とした担い手の不足など、中には活動の継承が危惧されるものもある。

（４）歴史的風致の普及と情報発信に関する課題

令和２年(2020)6月、姨捨の棚田を含む29の構成文化財が日本遺産「月の都 千曲」に認定された。本市で千曲市日本遺産推進協議会を設立し、構成文化財を活用した誘客促進などの取り組みを進めている。しかし、日本遺産認定とコロナ禍が重なってしまったこともあり、誘客の取り組みが十分行えなかったことに加え、構成文化財の回遊性を高める取り組みも不足している。また、主要な構成文化財である姨捨の棚田は、冬季は降雪により観光客が立ち入ることができない。このため、年間を通した誘客の取り組みが求められる。

また、地域住民や将来の担い手となる子どもに対しても歴史的風致の魅力を伝えていく取り組みが求められる。

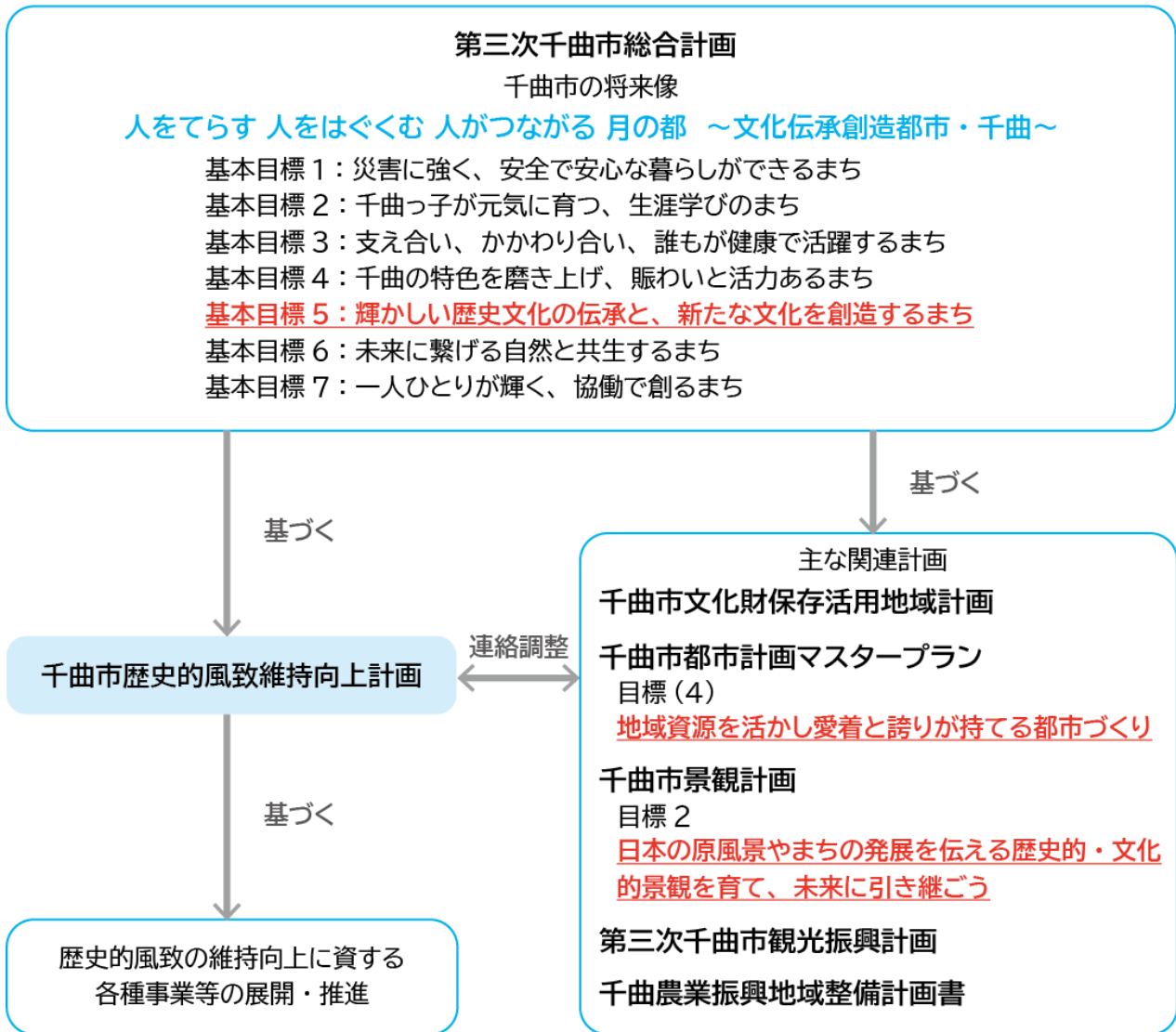
（５）歴史的風致の防災・防犯に関する課題

本市は、市域の中央を千曲川が北流していることから、水害が多発している地域である。近年では、台風や集中豪雨による大規模な災害が発生し、特に令和元年(2019)東日本台風災害では、姨捨の棚田での畦畔崩落や登録有形文化財建造物の被災など、多くの被害が生じた。水害による建造物の被害に伴い、水損した古文書等の歴史的資料の適切な処置及び保存が求められる。

歴史的風致を構成している建造物の多くは木造であり、築 100 年を超えているものが多いため、耐震性の確保や火災に対する対策も求められる。また、建造物に対する落書きや、神社仏閣での賽銭泥棒といった行為は歴史的風致を損なうものであり、犯罪を未然に防ぐ取り組みが求められる。

2. 既存計画(上位、関連計画)との関連

本計画は、第三次千曲市総合計画に基づく計画であり、関係する計画との整合、連携を図りながら本市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示したものである。



歴史的風致維持向上計画と上位関連計画の関係

（１）第三次千曲市総合計画【令和４年（2022）策定】

本計画の上位計画である「第三次千曲市総合計画」では、「人をてらす 人をはぐくむ 人がつながる 月の都～文化伝承創造都市・千曲～」を将来像として掲げ、基本目標の一つに「輝かしい歴史文化の伝承と、新たな文化を創造するまち」を位置づけている。本計画で対象とする歴史的風致は、市の誇る文化資源であり、その保全と活用は、総合計画の目指す地域文化の継承と創造、観光・交流人口の拡大、住民の郷土愛醸成に資するものである。このことから、歴史的風致を核とした地域づくりの具体的な施策を展開する本計画は、総合計画の理念を実現するための基盤を形成する。

人をてらす 人をはぐくむ 人がつながる 月の都 ～文化伝承創造都市・千曲～

『人をてらす 人をはぐくむ 人がつながる』

市民一人ひとりが輝くためには、その人らしい個性や価値観を認め合い、安心して自立した生活を送るための社会の形成が必要です。

月明かりのように、誰にもやさしく、すべての「人をてらす」ことで、その人らしさを大切にしたい一人ひとりが輝ける場所や機会を創出し、誰一人取り残さない共生のまちを目指します。

「人をはぐくむ」ことは、家庭・地域・保育園・幼稚園・学校で子どもを育むこと、そして、成人して年々いるまで人生を育むことであり、それは、その子や孫へと引き継がれていきます。「人をはぐくむ」ことを大切にしたい魅力あるまちを目指します。

まちづくりは、人が中心となり、人が集まる地域や社会のつながりから始まります。人口減少を抑制し、まちの活力を維持するには、家庭・友人のつながりから、地域における人とのつながり、学校・社会、市外の人や、市内へ移住・定住された新たな千曲人とのつながり、これらすべての「人がつながる」協働による活力あるまちを目指します。

「人をてらす」ことで誰もが輝くまちをつくり、「人をはぐくむ」魅力あるまちを形成し、「人がつながる」活力あるまちを目指します。

『月の都』

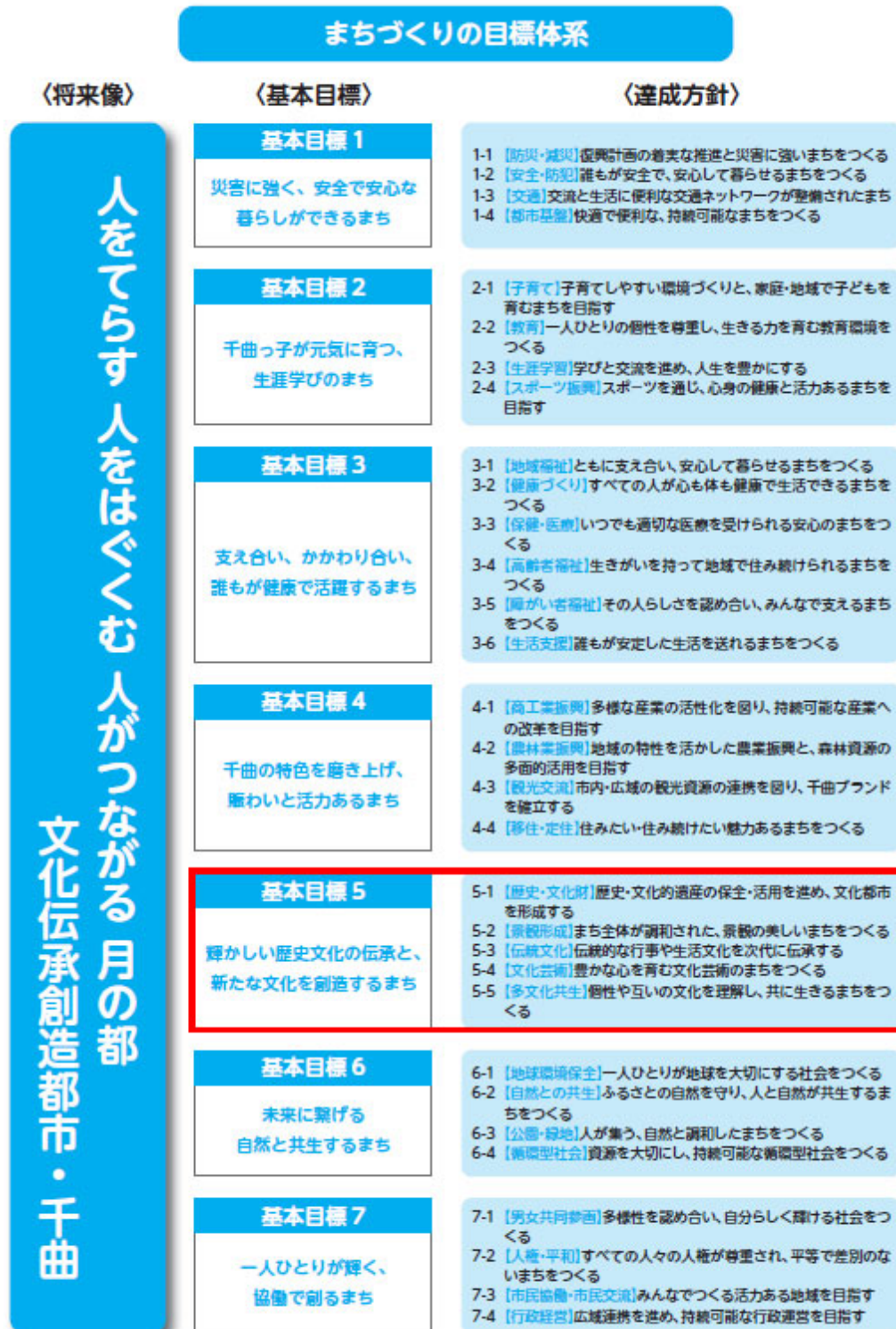
千曲川の左岸にひととき高くそびえる冠着山（古くは、「姨捨山」と呼ばれました。）の麓は、「更級の姨捨山に照る月」、「田毎の月」と呼ばれ、古くから月見の名所として知られ、数多の古人により、月見にまつわる和歌や浮世絵などが残され、親孝行を説く説話・文学である「棄老物語」の地としても語り伝えられてきました。

令和2年6月19日に、日本遺産「月の都 千曲 - 姨捨の棚田がつくる摩訶不思議な月景色「田毎の月」-」として認定されたことから、「月の都」は千曲市のブランドイメージとして知られてきています。

『文化伝承創造都市』

文化とは、市内の特色ある農業や商工業などの産業、伝統行事、自然環境、景観、温泉など、今ある市内の様々な特色ある魅力すべてを表します。今日まで築き上げられたこの特色ある文化を次代に伝承し、さらに多様な人々との交流を通じ、多文化を認め合いながら共生する中で、お互いの文化を更に磨き上げ、進化させ、そして新たな文化を創造する持続可能なまちを目指します。

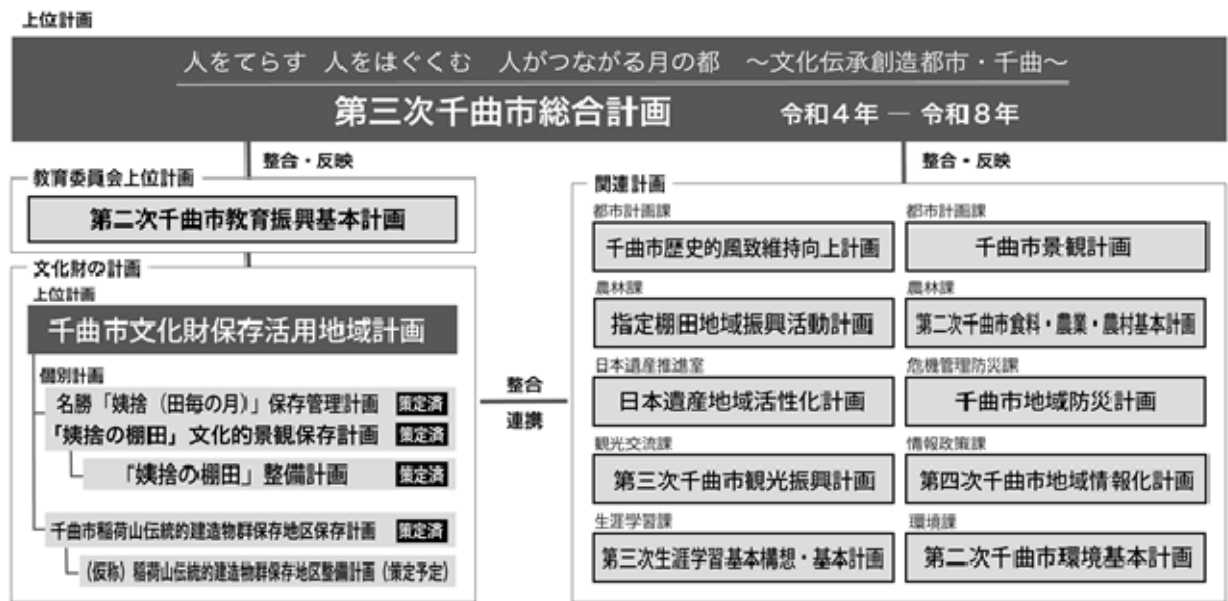
第三次千曲市総合計画 千曲市の将来像



第三次千曲市総合計画 まちづくりの目標体系

（２）千曲市文化財保存活用地域計画【令和４年（2022）認定】

文化財の継承に関する取り組みは、少子高齢化の進行や地域経済の低迷などを背景に、厳しい状況に置かれている。こうした現況に対して、地域住民とともに様々な文化財を将来に継承していくための施策を実現する必要がある。指定・未指定に関わらず、市全体の文化財について把握し、保存・活用の方針を定め、計画的に保存措置を講じていくため、「しる・まもる・つたえる・つなぐ 千曲の歴史文化」を基本理念とした千曲市文化財保存活用地域計画を作成したものである。



千曲市文化財保存活用地域計画の体系

千曲市の文化財の保存と活用の基本理念

しる・まもる・つたえる・つなぐ 千曲の歴史文化

方針1 文化財をしる

把握が十分でない文化財について重点的把握と実態を確認する

千曲市の文化財を確実に継承するためには、まず、市内の文化財をしることが重要である。そのための具体的な施策として、指定・未指定に関わらず計画的かつ継続的な把握や調査に取り組む。把握されていない文化財については、把握調査を行い、地域の文化財の掘り起こしにつとめる。把握されている文化財については必要に応じて詳細調査や継続調査を行い、新たな価値付けや現況の確認に取り組む。

方針2 文化財をまもる

文化財の内容に応じた指定の推進・計画の作成・保存管理を実施する

千曲市の文化財をより良い状態で将来へ確実に継承していくためには「守る」措置が必要である。そのための具体的な施策として、修理、整備、記録保存などの方法があり、文化財の特性に応じた保存のための措置を講じる。保存においては市民や地域団体と協力して取り組む体制づくりを推進する。

「稲荷山伝統的建造物群保存地区」など、国の選定を受けている文化財については、個別に計画を策定し、事業の詳細を定める。

方針3 文化財をつたえる

文化財を通して地域の魅力を伝え、地域総がかりで文化財を継承する

千曲市の文化財を確実に継承するためには、その価値と魅力を広く正しく伝え、住民はもとより、観光などで訪れた市外の人びとのなかに文化財に対する理解者や協力者を増やすことが重要である。千曲市の文化財を理解してもらうための取り組みを進めるとともに、地域団体による文化財周知のための活動を積極的に支援し、市民や地域団体と協力して取り組む体制づくりを推進する。

方針4 文化財でまじわる

市民・地域団体や他の自治体と連携し、文化財を核とした地域の魅力向上を図る

千曲市域の地域社会を取り巻く情勢を鑑みれば、文化財を確実に継承するために必要な施策は、今後市行政単独のみでは完結しない。市民はもとより、他の自治体との交わりを創出し、総がかりで取り組むことが不可欠である。計画作成後は、地域団体による文化財に関わる活動を積極的に支援し、市民や地域団体と協力して取り組む体制づくりを推進する。あわせて、市内に所在する、長野県立歴史館や、日本遺産認定を契機として連携の方針を定めている上田市、連携中枢都市圏構想のなかで学芸員の相互協力を定めている長野市などの隣接自治体と連携し、事業の検討を進めていく。

方針5 文化財につどう

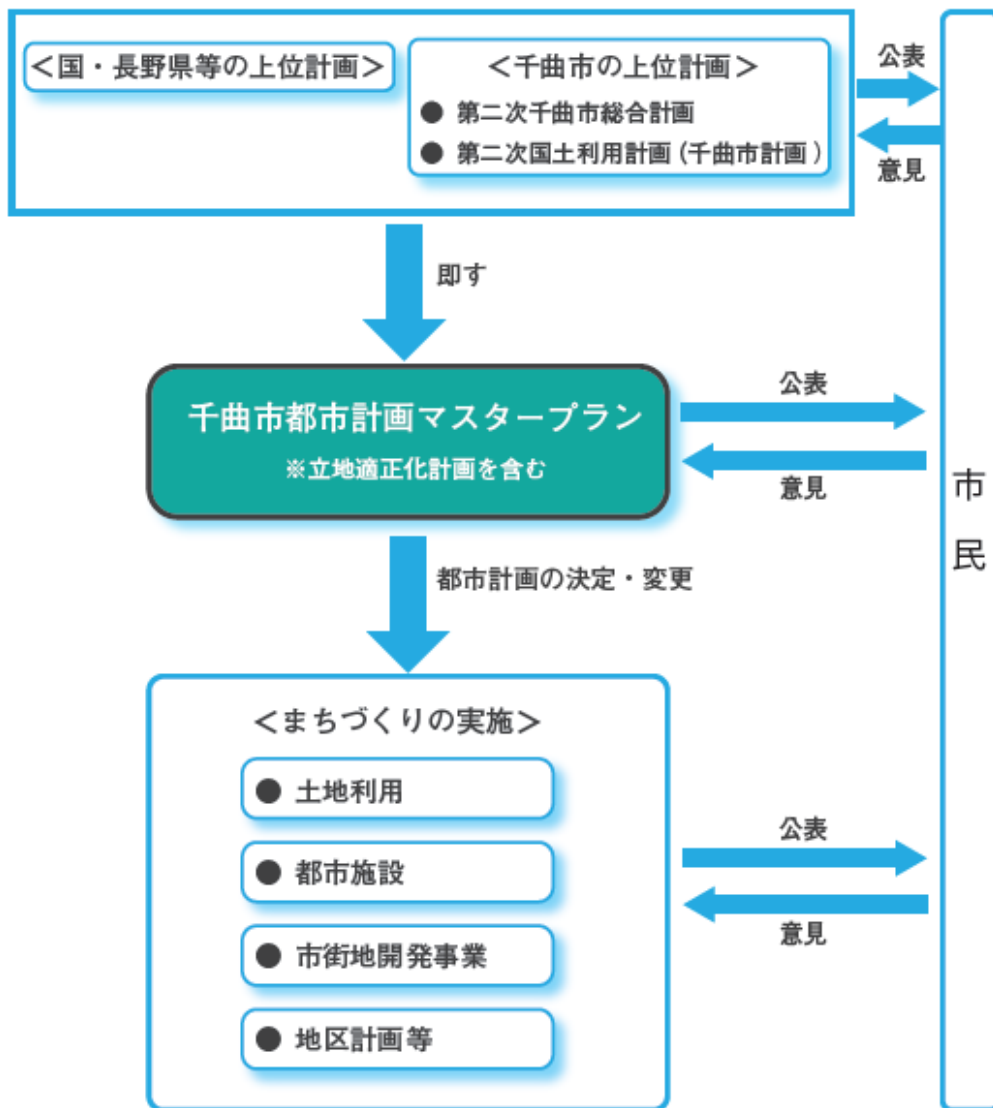
文化財を守り伝えるコアとなる施設を整える

方針1～4を推進するためには、事業を効率的、効果的に行うための、文化財を適切に保存・活用する拠点が必要である。歴史文化財センターが所管する市内の施設はいずれも千曲市合併前の旧市町から継承されたものであり、施設修繕、展示内容のリニューアルを検討する。

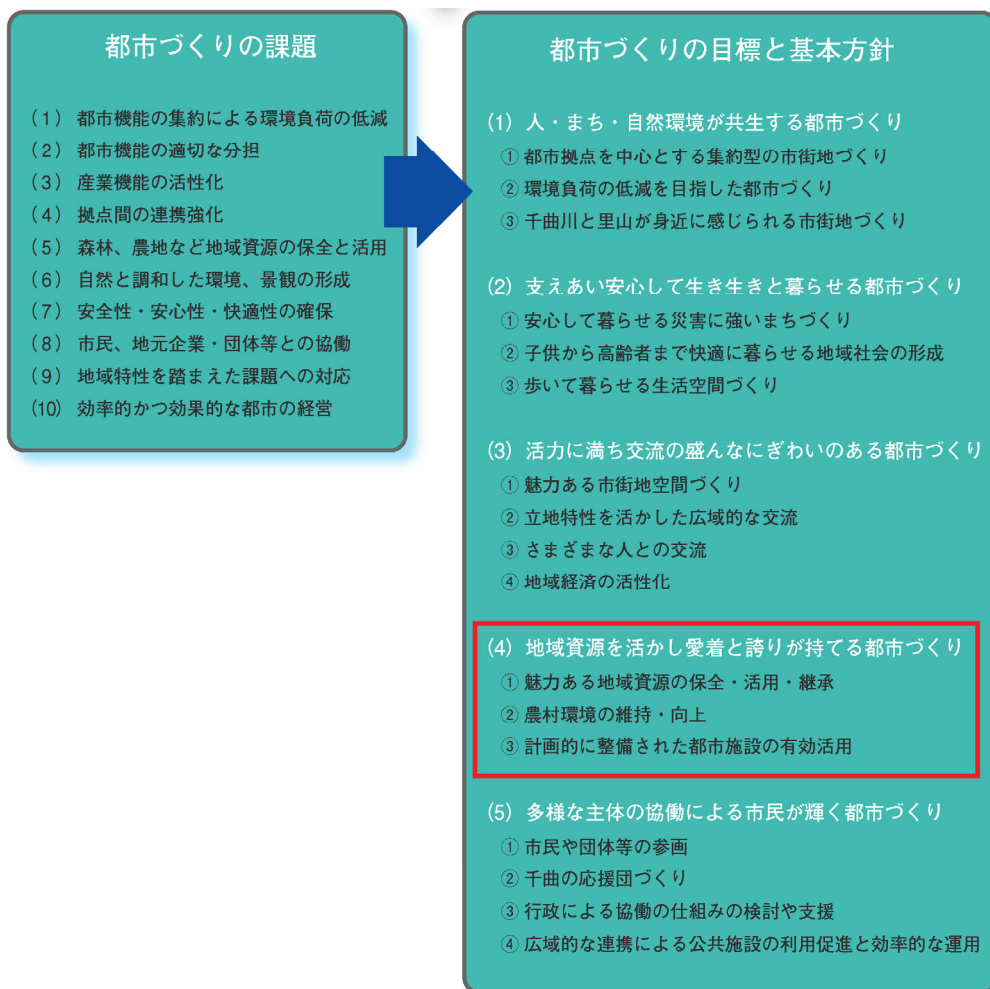
千曲市文化財保存活用地域計画 基本理念と5つの基本方針

（３）千曲市都市計画マスタープラン【平成 31 年（2019）改訂】

千曲市都市計画マスタープランでは、「地域資源を活かし愛着と誇りが持てる都市づくり」を将来都市像の一つとして掲げ、歴史的建造物の保全、景観資源の活用、土地利用との調和に重点が置かれている。本計画で進める歴史的建造物の修景や景観形成は、都市計画マスタープランの方針と整合するものであり、特に重点区域における良好な都市空間の形成と、歩いて楽しめる歴史的なまちづくりの実現に資するものである。



千曲市都市計画マスタープランの位置づけ



千曲市都市計画マスタープラン 都市づくりの目標と基本方針



千曲市都市計画マスタープラン 将来都市構造図

（４）千曲市景観計画【平成 31 年（2019）改訂】

千曲市景観計画では、地区別に良好な景観形成を目指すための景観形成基準や誘導方針が定められており、特に稲荷山の歴史的まちなみ、姨捨の棚田景観などは、景観上重要な区域とされている。本計画では、建物の外観整備や屋外広告物の指導、道路美装化や案内板設置など、景観計画に基づく景観配慮の具体化を行う。これにより、歴史的風致の保全と景観の育成が一体的に進み、都市の美観や観光資源としての魅力を高めることに寄与する。

未来へ引き継ぐふるさとの景観まちづくり

目標 1. 雄大な自然景観を守り、未来に引き継ごう

地形からも民話・文学が生まれ、村人、旅人や商人など先人が眺めてきた自然景観を守り、未来に引き継ごう

目標 2. 日本の原風景やまちの発展を伝える歴史的・文化的景観を育て、未来に引き継ごう

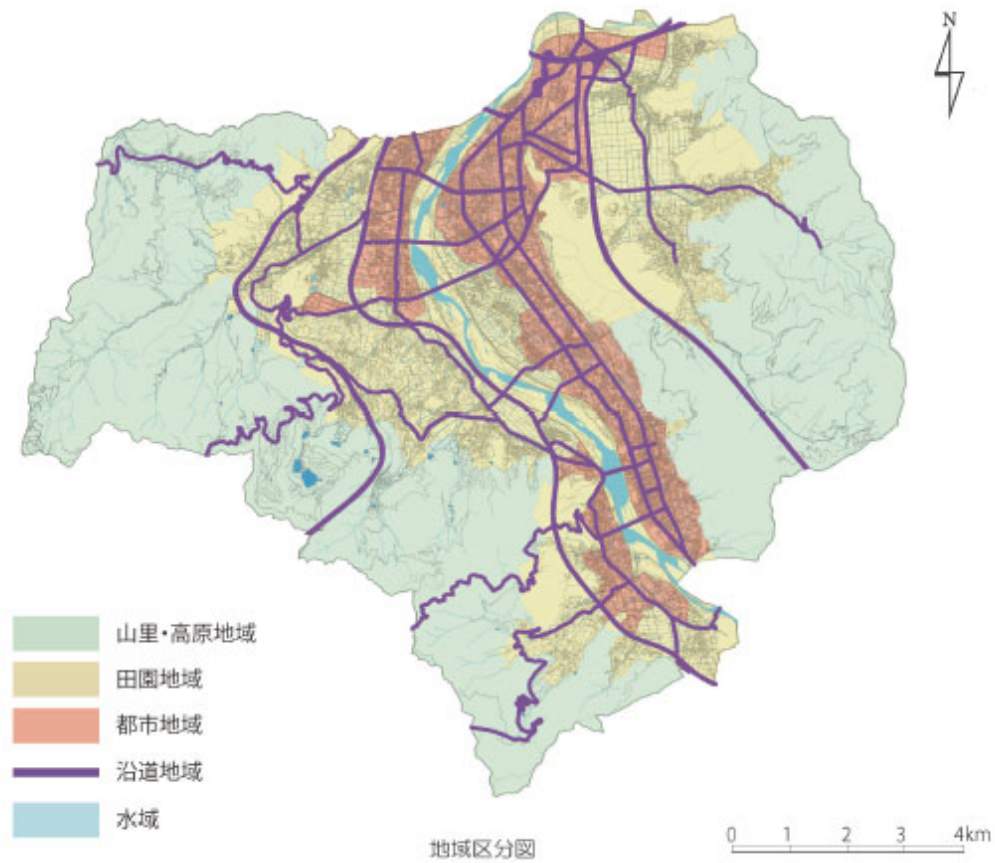
人々が古くからそこに住まうことで培われた集落の風景や、駅前の商店街や宿場町などの、まちの発展を象徴する歴史的・文化的景観を守り、育て、活かしながら、未来に引き継ごう

目標 3. 新しい都市景観を創り、未来に引き継ごう

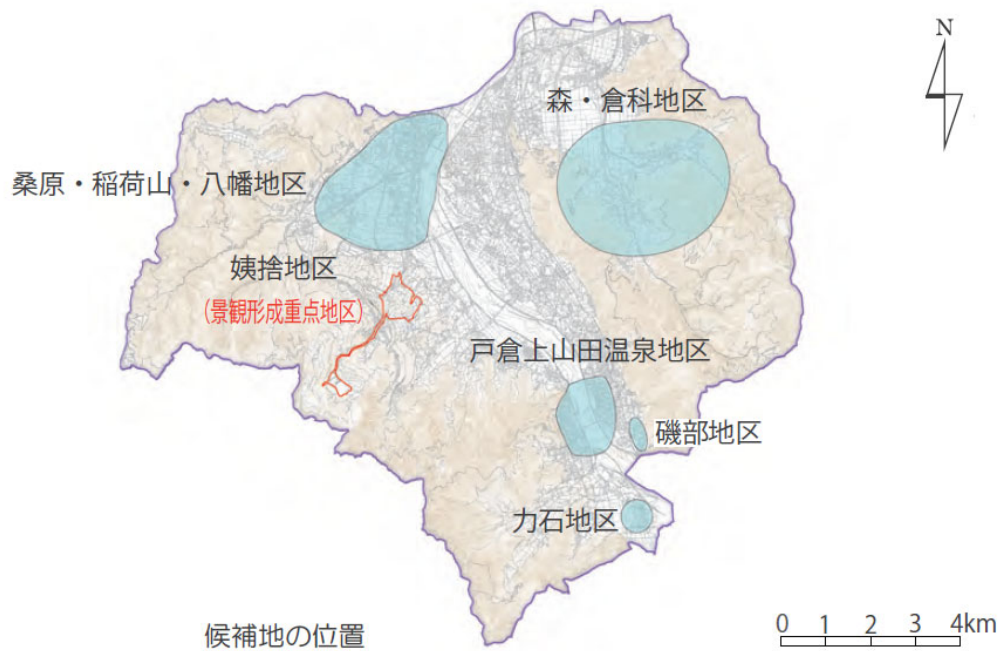
交通の要衝として発展し、産業振興を基盤として整備されてきた都市景観を、今後も、安心・安全かつ心地よく美しい都市景観となるよう創造し、未来に引き継ごう

目標 4. 景観まちづくりを未来に引き継ごう

現在に生きる私たちが景観の重要性を理解し、後世に引き継ぐために、景観まちづくり活動を実践し、未来に引き継ごう



千曲市景観計画 地域区分図



千曲市景観計画 景観形成重点地区(候補地)

（５）第三次千曲市観光振興計画【令和４年（2022）策定】

市名の由来となった千曲川が市域の中央を北流し、冠着山（^{かむり きやま} 姨捨山）や鏡台山（^{きやうだいさん}）をはじめとした山々に囲まれた本市は、古代から多くの文人墨客が想いを寄せ、この地を訪れていた。

今なお残る日本の原風景と古の人びとが築き上げてきた歴史・文化・伝統・技術を後世に残すとともに、訪れる人が歴史や文化に親しみ、本市に更に興味を抱き、何度も訪れたくなるまちづくりを進めるため、「月とあんずと名湯と～いつでも何度でも癒されたくなるまち～」を観光の将来ビジョンとして、第三次千曲市観光振興計画を策定したものである。

千曲市観光の将来像のキャッチフレーズ

月とあんずと名湯と

～いつでも何度でも癒されるまち～

千曲市の観光資源



５つのエリアで地域特性を活かした独自の施策と他地域との連携で広域的な戦略の展開を！



第三次千曲市観光振興計画 観光の将来ビジョン

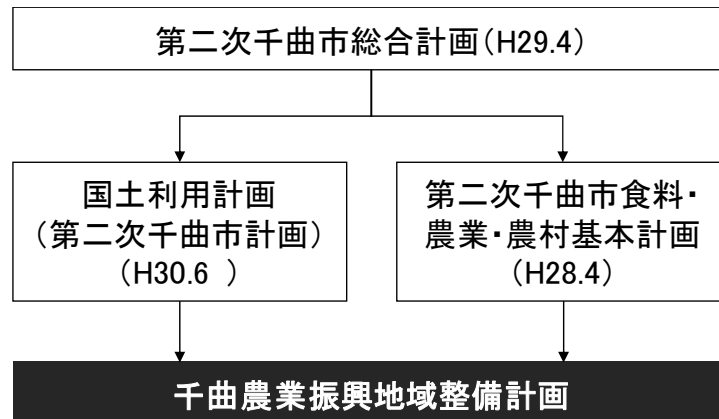
目指す姿	基本方針	施策	取組項目
月とあんずと名湯と いつでも何度でも癒されるまち	1. 観光振興施策の推進	(1) 千曲ブランドの確立・維持・強化	①エリア毎のブランド強化 (あんず・科野の里、旧街道・稲荷山、焼捨・さらしなの里、戸倉上山田温泉、千曲川)
			②イメージづくりのプロモーション
			③ブランド商品の活用と高付加価値化
		(2) 固有の文化・景観の保全	①日本遺産「月の都 千曲」を構成する地域の景観保全
			②あんずの景観保全
			③重要伝統的建造物群保存地区の景観保全
			④千曲川の景観保全
			⑤伝統芸能・文化資源の保存・活用
		(3) 観光客の満足度アップ	①おもてなしの心の醸成
			②リピーターの獲得
		(4) 「オール千曲」で挑む観光振興 ～官民連携で推進する観光振興～	①市民・地域との交流プログラムの企画・実施
			②にぎわいのある温泉街づくり
			③観光ガイドの育成・活用
			④信州千曲観光局との連携で観光地域をマネジメント
	2. 観光需要の創出	(1) 誘客の取り組みの強化	①旅行者のニーズに合わせた観光の推進
			②インバウンドの推進
			③広域観光の推進
	3. 観光基盤の充実・強化	(1) 観光施設等の整備	①既存施設の機能向上と新たな観光施設の整備
			②ユニバーサルデザインの推進
		(2) 利便性の強化	①交通ネットワークの整備（二次交通含む）
			②新たな移動サービスの推進
	4. 観光情報発信の充実	(1) 効果的な情報発信	①各種媒体による情報発信
			②観光大使等によるPR
			③旅行中の観光情報の充実

第三次千曲市観光振興計画 千曲市観光振興施策体系図

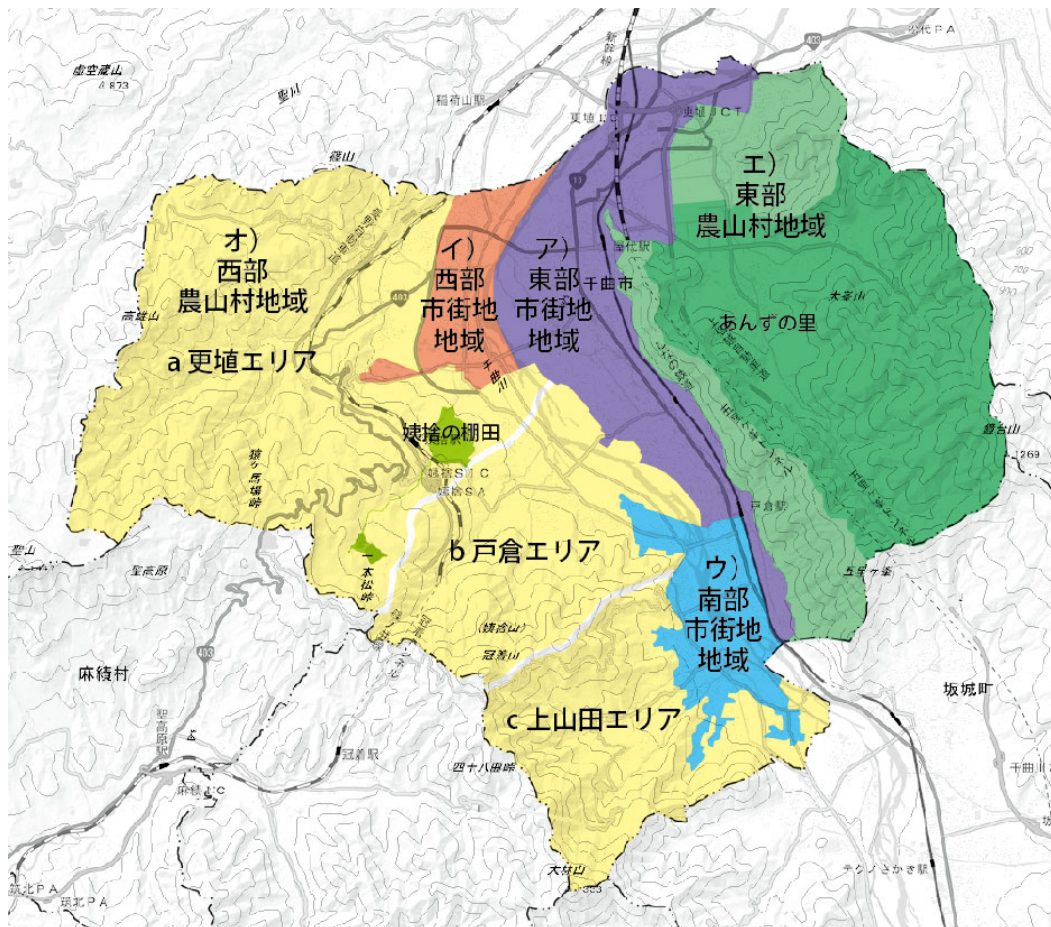
(6) 千曲農業振興地域整備計画書【平成 30 年（2018）改訂】

千曲市農業振興地域整備計画は、農業生産にとって最も基本的な資源である農地を、安全で安心な食料の安定供給を図る観点からその確保と有効利用に努めることを目的としている。また、農地は農業生産活動を通して国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など、多面的な機能を有していることから、社会的共通資本として維持・管理を図ることとしている。

本市の特徴としては、姨捨の棚田で行われている都市住民の農業理解を深めるための「棚田オーナー制度」実施地区も農用地域として設定していることにある。



千曲市農業振興地域整備計画の体系



千曲市農業振興地域整備計画 地域区分

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

課題等を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上を図るための方針を以下に整理する。

（１）歴史的建造物等の保存と活用に関する方針

歴史的建造物で重要文化財や史跡、県又は市の指定文化財については、文化財保護法や県や市の条例に基づき、適切に保存・活用を図る。

県または市の指定文化財で、老朽化等により修理が必要である建造物や未指定の建造物については、歴史的風致形成建造物に指定し、国等の支援を活用して修理や構造補強、活用に資する整備に要する所有者等の負担軽減を図る。修理の実施にあたっては、所有者との協議、調査のうえ、優先順位を付し、計画的に修理を行うとともに活用方法についても検討を進める。また、空き家となった歴史的建造物の滅失を防ぐ方策を進めていく。

（２）歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する方針

歴史的なまちなみや景観の保全を行うため、条例や景観計画などによる建築物や屋外広告物の規制、誘導を図ることで、町並みに調和した魅力あるまちづくりが進むよう、長期的な視点で取り組む。

一体的な歴史的町並みの歴史的環境を向上させるために、道路の美装化等を推進するとともに、外周部における駐車場の整備や通過交通対策など、そこに流入する自動車交通の抑制について総合的に検討する。また、良好な景観形成を行うことを目的とした地域団体の組織、支援を検討する。

また、歴史的風致間の回遊性の向上に向けた取り組みを推進することにより、市域が一体となった歴史的風致の向上を目指す。

（３）歴史と伝統を反映した人びとの活動の継承に関する方針

歴史と伝統を反映した人びとの活動は、その担い手である地域住民の活動を活発にすることが必要であるため、地域で活動するまちづくり団体と連携し、協働事業や文化財調査を行うことで、地域コミュニティの維持を図り、活動の継承を行う団体の育成していく。

棚田耕作といった生業に関わる活動の継承にあたっては、棚田オーナー制の継続による都市住民との交流を深め、移住・定住の取り組みを進める方策を検討し、新たな後継者の確保を行うほか、オーナー制の受け皿団体の育成について検討を進める。また、日本遺産を活用した文化財の見学ツアーなどによる歴史的風致の魅力を伝える取り組みにより、別の視点からの担い手の確保、育成に取り組む方策を検討する。

将来の担い手である子どもに対し、学校教育を通じた郷土学習による地区の歴史や、地域の祭礼等の行事に積極的参加する機会を創出し、地域の歴史や文化に関する理解を進め、担い手や継承者の育成につなげる。

（４）歴史的風致の普及と情報発信に関する方針

日本遺産といった魅力的なコンテンツの普及、情報発信にあたっては、県や周辺自治体と連携し、博物館施設における企画展やシンポジウムの開催などを進めるとともに、観光部局とも連

携しながら効果的な情報発信の手法を研究し、観光振興及び地域活性化につなげる。

また、地域の歴史を伝える歴史講座の開催により、本市の特徴ある歴史的風致の魅力を伝え、文化財のボランティアガイドや愛護活動、文化財を活かしたイベントを開催している市民活動を支援し、歴史的風致の普及に努める。

将来の担い手のなる子どもに対しては、「出前授業」などを通して本市における歴史的風致の魅力を伝える活動を進める。

（５）歴史的風致の防災・防犯に関する方針

風水害や地震による大規模な災害時には、災害廃棄物として地域に残されていた歴史的資料が廃棄されてしまったことが散見されたことから、講演会等により歴史的資料の価値を知っていただく取り組みを進める。また、個人で保管できなくなった資料については、寄贈や寄託を受け、散逸を防ぐ取り組みを周知する。

歴史的風致を形成している建造物に対しては、修理に併せて構造補強といった耐震対策も併せて実施することにより、災害に強いまちづくりを進める。また、消防や消防団の協力を得て実施している、文化財防火デーの防災訓練に市民の参加を呼びかけ、防災だけでなく防犯意識の向上を図る。

4. 歴史的風致維持向上計画の推進体制

本計画の推進、実施にあたっては、建設部都市計画課及び文化観光スポーツ部歴史文化財センターが事務局となる歴史まちづくり推進会議を設置し、関係課と連絡調整を行う。また、歴史まちづくり法第 11 条に基づく千曲市歴史的風致維持向上協議会に計画の進捗管理や計画変更などを提案し、円滑な事業の実施に向けた協議を行う。また、本市の歴史的風致の維持及び交渉を図るためには、文化財等の所有者や管理者、市民などの理解と協力が不可欠であるため、協働して事業に取り組んでいく。

なお、必要に応じて国や県のほか、関係する附属機関から助言を得るとともに文化財の所有者等と連絡、調整、協議を行う。

